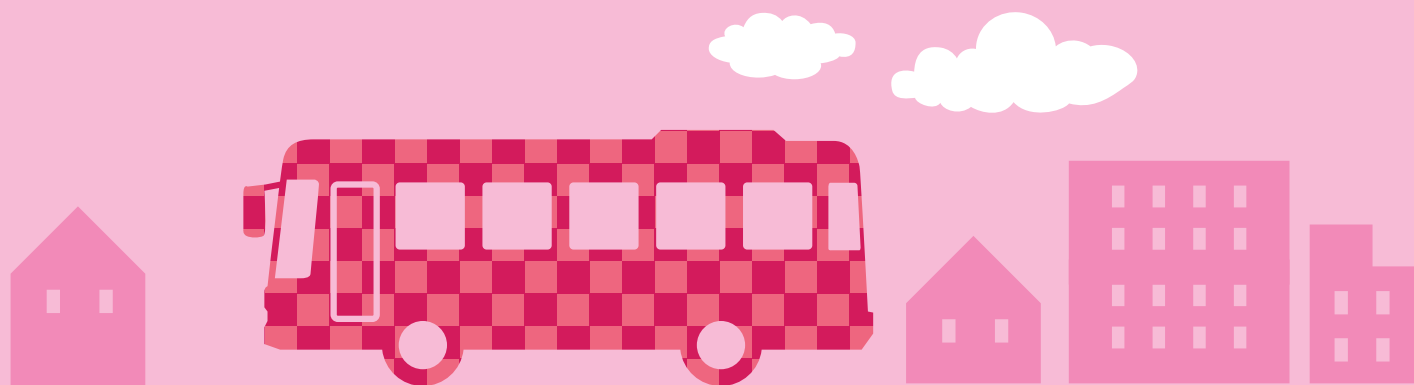
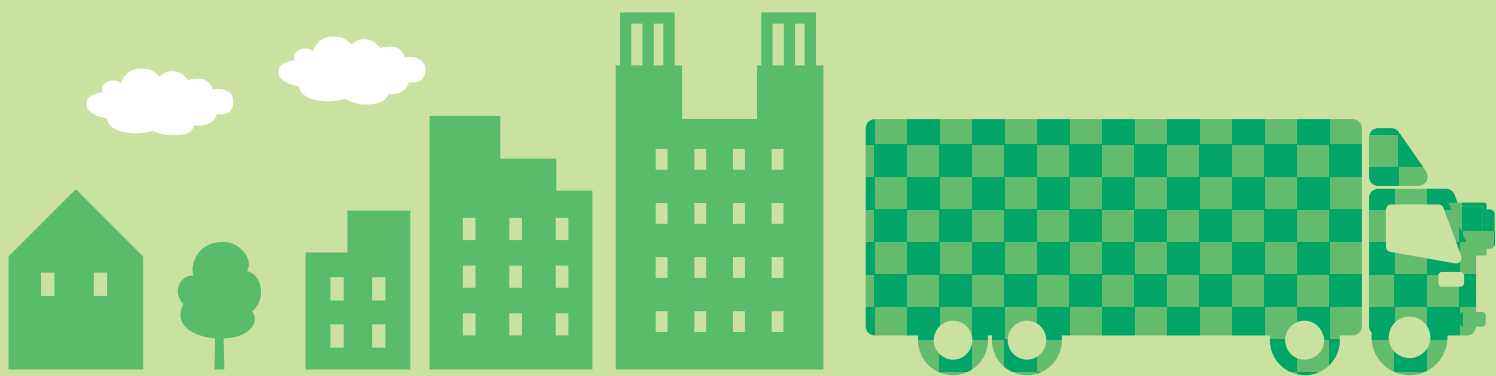


安 全 運 転 へ の 道 し る べ

適性診断



独立行政法人自動車事故対策機構

適性診断は、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスをを行っています。また、国土交通省令により、特定の運転者（初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者）の方は、国土交通大臣の認定した適性診断を受けることが義務付けられています。

（旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条第2項）

適性診断の種類

	対象者	受診時期
1 義務 初任診断 手数料 4,800円 所要時間：約1時間40分	〈バス・タクシー事業者〉 運転者として新たに雇い入れた方 〈個人タクシー事業者〉 適用除外 〈トラック事業者〉 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた方 （貸切バスの初任運転者以外で、乗務する前3年間に初任運転者のための適性診断を受診したことがある方を除く。）	事業用自動車の運転者として乗務を開始する前に初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。 ただし、貨物自動車運送事業者においてやむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1カ月以内に受診させる。
2 義務 適齢診断 手数料 4,800円 所要時間：約1時間40分	高齢（65才以上）の運転者の方	65才に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診、その後3年以内ごとに1回受診。 ただし、旅客自動車運送事業者において、75才に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診、その後1年以内ごとに1回受診。 〈個人タクシー事業者〉 当事業者の許可に付された期限の更新の日において65才以上である場合には、当該期限の更新の申請の前に高齢者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。
3 義務 特定診断Ⅰ 手数料 9,300円 所要時間：約2時間	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない方及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある方	当該事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に左欄に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれの区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。
4 義務 特定診断Ⅱ 手数料 29,900円 所要時間：約5時間	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある方	ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1カ月以内に受診。
5 推奨 一般診断 手数料 2,400円	安全運転に必要な運転特性を明らかにするために、心理・生理の両面から科学的に測定します。	
6 推奨 特別診断 手数料 10,300円	一般診断を受診した方に対して、運転経歴等を参考に、一般診断よりさらに精密に運転性向の諸特性を明らかにし、交通事故の未然防止のため必要な運転行動等について助言・指導を行います。	
7 推奨 カウンセリング付き定期診断 手数料 4,800円 （一般診断手数料 + 2,400円）	一般診断を受診した方に対して、日頃の運転ぶりを振り返りつつ、測定結果と運転ぶりを照らし合わせて今後のご自身の安全運転を考えることを、ナスバカウンセラーがお手伝いします。	

※手数料には、消費税及び地方消費税が含まれています。

運送事業者は事業用自動車の運転者に対する指導監督を行う義務があります。

国土交通省は、旅客及び貨物自動車運送事業者の運転者に対する指導監督を行うことを義務付けています。関係する省令及び告示の内容は、以下のとおりです。

旅客自動車運送事業運輸規則

(従業員に対する指導監督)

第38条 (略)

2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第41条の2及び第41条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(1) 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

(2) 運転者として新たに雇い入れた者

(3) 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の経験を有しない者

(4) 高齢者（65才以上の者をいう。）

3～6 (略)

(運行管理者の業務)

第48条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1)～(16) (略)

(17) 事業用自動車の運転者に第38条第2項の適性診断を受けさせること。

(18)～(21) (略)

2～3 (略)

貨物自動車運送事業輸送安全規則

(従業員に対する指導及び監督)

第10条 (略)

2 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第12条の2及び第12条の3の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(1) 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号、第3号又は第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

(2) 運転者として新たに雇い入れた者

(3) 高齢者（65才以上の者をいう。）

3～5 (略)

(運行管理者の業務)

第20条 運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1)～(14) (略)

(14) の2 第10条第2項の規定により、運転者に適性診断を受けさせること。

(15)～(17) (略)

2～4 (略)

参考

(独) 自動車事故対策機構は、国土交通大臣より適性診断実施の認定を受けております。

貨物：平成13年9月1日認定

旅客：平成14年2月1日認定

適性診断はこのようにして行います

予約 インターネットによる申込

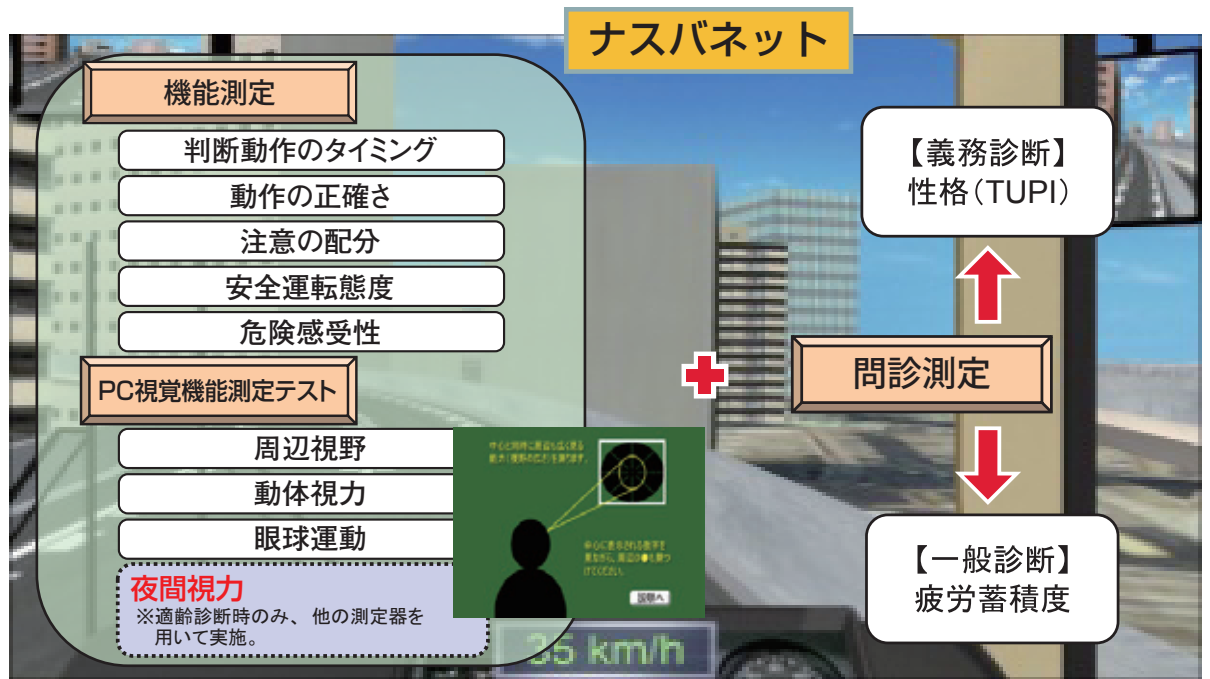
- ※ 予約は、先着順に受け付けており、各日の受診には定員がございます。また、他の業務との兼ね合いで予約をお受けできない日がございます。
- ※ インターネットでのご予約は、利用者ID、パスワードの発行が必要です。事前に、最寄りの支所あてご連絡ください。

受付

- ※ 事業者名、診断の種類、受診者氏名等の確認を行います。
- ※ 料金・支払い方法の説明などを行います。

診断開始

各種測定（診断の種類に応じて測定項目が異なります。）



適性診断票発行、安全運転助言・指導

- 測定の結果、優良な点、注意が必要な点、前回受診時データとの経年変化等を記載した適性診断票を発行します。
- 事業者の方にも受診者へのアドバイスに活用できる指導要領を添付します。
- 一般診断以外の診断では、ナスバのカウンセラー等が、カウンセリング手法により測定した結果に基づく助言・指導を行います。

（初任診断結果の例）

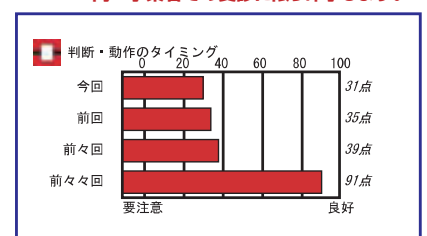


（測定項目別アドバイスの例）



（前回受診時データとの比較）

※同一事業者での受診に限り印字します。



（助言・指導の風景）



自分自身の変化もわかります

診断終了

安全運転のためのアドバイスは、ドライバーご本人はもとより、事業者、運行管理者及び安全運転の指導者等の方も、事故防止にお役立てください。

適性診断「指導要領」をご活用ください。

運行管理者等、受診された方の安全運転指導を行う方のために、適性診断票を用いて指導する際のポイントをまとめた「指導要領」を受診された方ごとに作成しております。

「指導要領」には、受診された方の優れた点や褒めていただきたい点、また、注意を促していただきたい点について、キーワードやコメントを記載しておりますので、指導される際にご活用ください。

(指導要領の例)

●優れた点や褒めていただきたい点

判断・動作のタイミングについて
【受診者が優れている点】
タイミングよく適応した処置をとることができます。
【キーワード】
タイミングよく適応した処置ができる点を認めてあげてください。

●注意を促していただきたい点

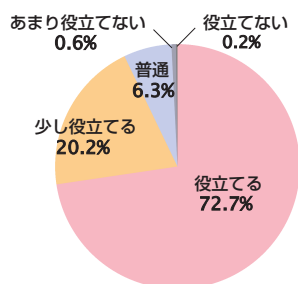
動作の正確さについて
【受診者に指導する点】
動作は正確なのですが、判断や反応動作にかかる時間にムラがあるようです。「確認運転」「慎重運転」を指導してください。
【キーワード】
すばやく正確に操作ができる点を認めてあげてください。
【コメント】
・自分からあえて危険な状況をつくらないこと。

適性診断はこのように役立っています

適性診断は受診者、事業者の方々から次のように評価されています。

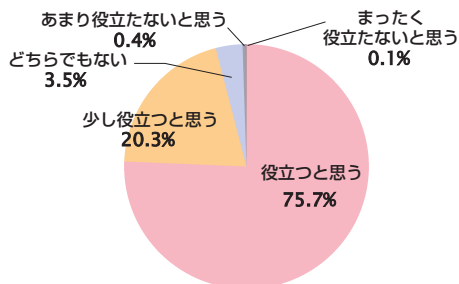
適性診断受診者(5,312人)にお聞きしました。

適性診断で得た事柄(情報)を日々の運転に役立てようと思いませんか？



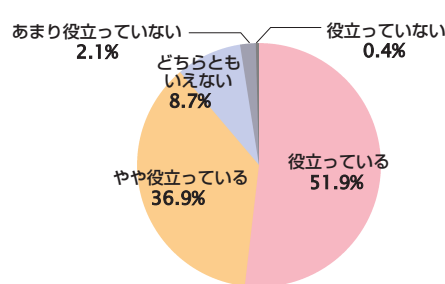
適性診断受診者(5,032人)にお聞きしました。

「アドバイス・カウンセリング」は、ご自身の今後の事故防止に役立つと思いませんか？



事業者(241者)にお聞きしました。

当機構の「適性診断」は、貴社の事故防止に役立っていますか？

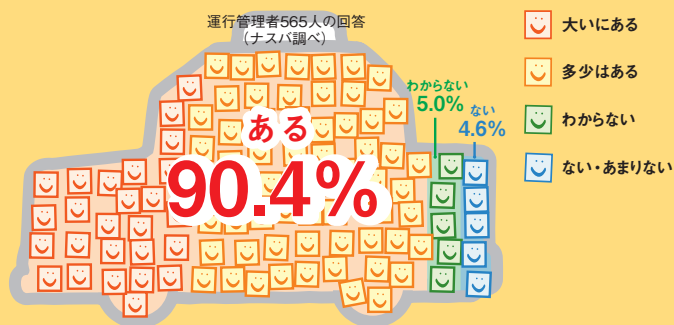


「令和6年度安全指導業務に係る活用度調査」より

計画的な安全運転指導、適性診断の活用のために

繰り返し受診は効果がありましたか？

運行管理者565人の回答
(ナ斯巴調べ)



運行管理者の90%以上が、定期的に適性診断を受診することについて、事故防止に「効果がある」と感じていらっしゃいます。

カウンセリング付き定期診断も

好評をいただいております。

ナスバのカウンセリング手法は、各受診者の方に日頃の運転ぶりをご自身で振り返っていただきつつ、適性診断票を活用し、今後の自分自身の安全運転方法を具体的に考えることをお手伝いするものです。日頃の運転ぶりについて自分の運転特性のどの面が影響しているのか、運転者自らに考えていただき、今後の安全運転について目標を掲げることを主としています。

カウンセリング付き定期診断をご利用いただいた理由（事業者様の声）の例

- ・軽微な事故等を起こした乗務員の再教育のため。
- ・一般診断を定期的に受診するだけでは物足りないため。
- ・一般診断受診後の指導を会社で実施する時間やノウハウが十分でないため。
- ・過去にカウンセリングを受けた乗務員の運転ぶりが好ましい方向に変わったため。

受診者様の声

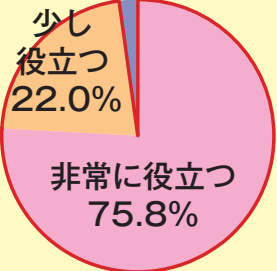
- ・普段気付かない自分の日頃の運転ぶり（クセ）が確認できて良かった。
- ・ナスバのカウンセラーが受診者の立場になって話を聴いてくれて、また、安全運転に役立つ点、危険な点をわかりやすく話してくれるので、とても良かった。
- ・今後の安全運転にとっても役立つ。またぜひ受診したいと思う。

お客様の声

カウンセリング付き定期診断のカウンセリング内容は、今後の安全運転に役立つという方の割合

どちらでもない 2.2%

97.8%の方が、今後の安全運転に役立つと好評！



事故を未然に防止するために、『振り返り』は極めて重要です。

日頃の運転ぶりについて、一緒に考えてみましょう。

ナスバのカウンセラーがお手伝いします。



日頃の運転ぶりを自己チェック
あなたの安全運転をサポートします

- ・ナスバカウンセラーは、受診者様に「自ら安全運転に向けた行動を起こし、継続する」気持ちをもっていただくべく支援します。
- ・カウンセラーが話しやすい環境づくりにつとめ、事業所営業所では話し難いご自身の普段の運転ぶりについて率直に話し、振り返っていただけます。
(ナスバでは、カウンセラーに守秘義務等倫理面の適切な対応をさせております)

出張カウンセリングも実施しています。

事前に調整させていただいた日程にて、ナスバカウンセラーが出張してカウンセリングを行うサービスも行っております。スケジュール調整等、まずは最寄りの支所までご相談ください。

※ 出張に係る費用等は、適性診断手数料とは別途請求させていただきます。

ナスバの適性診断受診は、予約制です。計画的な適性診断のご活用には、24時間予約受付を行っている、インターネット予約が便利です。

インターネット予約システム

◎新規に「インターネット予約システム」をご利用されたいお客様

適性診断システムに対応した、利用者ID、パスワードをご案内します。

▶システムへの登録が必要ですので、最寄りの支所にご連絡、ご相談ください。

◎インターネット予約システムでの受付は、24時間ご利用いただけます。事務所等でお使いのインターネット閲覧ソフトを導入された標準的なパソコンでご利用いただけます。

ナスバの適性診断を、事業者様事務所で行いたいというお客様には・・・

適性診断受診用パソコンのレンタル（有料）

◎レンタルパソコンで、いつでも適性診断を受診いただけます。

ただし、カウンセリングの実施が必要な種類の適性診断を受診の場合は、別途ナスバカウンセラーによるカウンセリングの実施が必要です。

▶適性診断手数料は、従来同様です。
裏面の適性診断の種類を参照ください。

▶適性診断受診以外に本機器を流用することはできません。



※写真はイメージです。実際の物品とは異なる場合がございます。

適性診断結果を日頃の安全運転指導に役立ててください。

適性診断活用講座のご案内

ドライバーの皆さんに安全かつスムーズな運転をして欲しい、さらに事故を防止したい、それは運送業に携わるみなさんのみならず、社会の強い願いです。ナスバでは、運行管理者等の方によるドライバーの安全運転を促す指導に、適性診断結果をより一層活用していただきたいと考えています。適性診断活用講座で効果的な指導方法を学んでみてはいかがでしょうか。



理論編

診断結果の見方

30分

診断結果の活用方法

30分

実習編

ロールプレイング

2時間30分

受講料 2,700円

※受講の際に適性診断票を持参していただきますので、事前に適性診断の受診をお願いします。
(既に適性診断票をお持ちの方は、新たに受診する必要はありません)

※受講料には、消費税及び地方消費税が含まれています。

独立行政法人自動車事故対策機構

National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid

NASVA（ナスバ）自動車事故対策機構は全国の各都道府県で皆様をサポートします。
お気軽に最寄りの支所または本部へお問い合わせください。

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
札幌主管支所	〒060-0032	札幌市中央区北2条東12-98-42 北2条新川ビル8 F	011-218-8155	011-218-8156
函館支所	〒041-0806	函館市美原1-18-10 函館東京海上日動ビル3 F	0138-88-1007	0138-44-0555
釧路支所	〒085-0018	釧路市黒金町7-4-1 太平洋興発ビル2 F	0154-32-7021	0154-32-7023
旭川支所	〒079-8442	旭川市流通団地2条4-32-1 旭川地区トラック研修センター2 F	0166-40-0111	0166-40-0112
仙台主管支所	〒984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3 宮城県トラック会館2 F	022-204-9902	022-782-1825
福島支所	〒960-8031	福島市栄町7-33 福島トヨタビル8 F	024-522-6626	024-522-6627
岩手支所	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル5 F	019-652-5101	019-652-5150
青森支所	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館3 F	017-739-0551	017-739-0552
山形支所	〒990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル2 F	023-609-0500	023-615-6037
秋田支所	〒010-0962	秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館3 F	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	〒950-0965	新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館2 F	025-283-1141	025-283-1143
長野支所	〒381-8556	長野市南長池710-3 長野県トラック会館2 F	026-480-0521	026-263-1570
石川支所	〒920-8213	金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2 F	076-239-3207	076-239-3208
富山支所	〒939-2708	富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館1 F	076-421-1631	076-421-1637
東京主管支所	〒130-0013	墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8 F	03-3621-9941	03-3621-9944
神奈川支所	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3 F	045-471-7401	045-471-7405
千葉支所	〒261-7125	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト25 F	043-350-1730	043-350-1731
埼玉支所	〒330-0062	さいたま市浦和区仲町3-12-6 ジェイ・エス・ワンビル6 F	048-824-1945	048-824-1946
茨城支所	〒310-0026	水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル4 F	029-226-0591	029-226-0592
群馬支所	〒370-0006	高崎市問屋町4-5-4 高崎トラック会館2 F	027-365-2770	027-365-2771
栃木支所	〒320-0811	宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2 F	028-651-2701	028-651-2703
山梨支所	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館3 F	055-262-1088	055-262-1089
名古屋主管支所	〒460-0003	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋A Tビル8 F	052-218-3017	052-218-3018
静岡支所	〒420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル1 F	054-687-3421	054-205-1617
岐阜支所	〒500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7 F	058-263-5128	058-263-0051
三重支所	〒510-0085	四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8 F	059-350-5188	059-350-5189
福井支所	〒910-0005	福井市大手3-2-1 福井ビル6 F	0776-22-6006	0776-22-6146
大阪主管支所	〒540-0028	大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通F Nビル10 F	06-6942-2804	06-6942-2807
京都支所	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館4 F	075-694-5878	075-694-5875
兵庫支所	〒651-0083	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11 F	078-271-7601	078-271-7603
滋賀支所	〒524-0104	守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館2 F	077-585-8290	077-585-8291
奈良支所	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 J R奈良伝宝ビル6 F	0742-32-5671	0742-32-5672
和歌山支所	〒640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル7 F	073-431-7337	073-431-8092
広島主管支所	〒733-0036	広島市西区観音新町2-4-25 第一菱興ビル1 F	082-297-2255	082-297-2251
鳥取支所	〒680-0006	鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル2 F	0857-24-0802	0857-24-0861
島根支所	〒690-0007	松江市御手船場町553-6 松江駅前エストビル3 F	0852-25-4880	0852-25-4887
岡山支所	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館3 F	086-232-7053	086-231-6742
山口支所	〒753-0814	山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷2 F	083-924-5419	083-924-7614
高松主管支所	〒760-0066	高松市福岡町3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル2 F	087-851-6963	087-851-6962
徳島支所	〒770-0003	徳島市北田宮2-14-50 徳島県トラック会館2 F	088-631-7799	088-631-7781
愛媛支所	〒791-1114	松山市井門町1081-1 愛媛県トラック総合サービスセンター1 F	089-960-0102	089-960-0103
高知支所	〒781-8016	高知市南ノ丸町5-17 高知県トラック会館2 F	088-831-1817	088-831-1824
福岡主管支所	〒812-0016	福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4 F	092-451-7751	092-451-7753
佐賀支所	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビルディング4 F	0952-29-9023	0952-29-9024
長崎支所	〒850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11 F	095-821-8853	095-821-8854
熊本支所	〒860-0806	熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビルディング6 F	096-322-5229	096-322-5261
大分支所	〒870-0905	大分市向原西1-1-27 大分県トラック会館ビル3 F	097-558-3155	097-558-3156
宮崎支所	〒880-0913	宮崎市恒久1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2 F	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿児島支所	〒890-0033	鹿児島市西別府町2941-19 鹿児島県トラック研修センター2 F	099-282-5435	099-282-5437
沖縄支所	〒900-0021	那覇市泉崎2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3 F	098-916-4860	098-835-4214
本部	〒130-0013	墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19 F	03-5608-7560	03-5608-8610

<https://www.nasva.go.jp>



この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断を満たす紙を使用しています。
リサイクル適性の表示：この印刷物はAランクのみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。